

土砂搬入に関する遵守誓約書 (廃棄物処理法及び土壤汚染対策法他関係法令)

一古沢土地改良区

理事長 原田 忠義 殿

工 事 名

工 事 場 所

【 申 込 者 】 (☐ 元請業者 ☐ 土砂運搬業者)

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

現 場 代 理 人

印

【 元 請 業 者 】

※申込者が元請業者の場合は記載不要です。

住 所

法 人 名

代 表 者 名

現 場 代 理 人

印

当社は、貴区が管理する建設発生土受入施設に土砂等を搬入するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法その他関係法令を十分に理解したうえで、下記のとおり誓約します。

1. 廃棄物の不搬入

当該施設が廃棄物を一切受け付けない建設発生土受入施設であることを理解し、搬入する土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項から第5項に規定されるいかなる廃棄物（産業廃棄物および一般廃棄物を含む）にも該当しないものとします。

2. 受入対象となる建設残土

搬入する土砂は、建設残土の第1種・第2種・第3種に該当するものに限るものとし、第4種建設残土、汚泥、スラリー状土砂、産業廃棄物その他これらに類するものは一切搬入しません。

また、浚渫土については、公共工事により発生したもので、現地または仮置場において脱水、天日乾燥等により含水比を低下させ、自立性を有する安定した土砂の状態に改良したものに限り、建設残土第3種として搬入します。これらは汚泥等の廃棄物として処分されたものではありません。

(裏面に続く)

※裏面記載事項を含め本書は一体とする。

3. 異物・廃棄物の不混入

搬入する土砂には、次のものを一切含みません。

コンクリートがら、アスファルトがら、木くず、金属くず、ガラスくず、プラスチック類、汚泥、建設廃棄物、生活ごみ、混合廃棄物 等

4. 土壌汚染対策法の遵守

当社が搬入する土砂は、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に基づく基準、並びに別表第四及び別表第五に定める基準に適合することを誓約します。

5. 虚偽申告および違反時の責任

発生場所、工事名、土質、数量、汚染状況等について虚偽申告を行いません。違反により廃棄物または汚染土壌に該当すると判明した場合は、当社の責任と費用により、回収、撤去、処分、原状回復および行政対応を行い、一古沢土地改良区および運営者に一切の損害を与えません。

以上